第三号書式中「付記」を「記入」に、「証拠書類　何冊何枚」を「書面　何冊何枚　記録媒体　何枚」に、「記載」を「記入」に、「別葉とし、最終葉に」を「区分し、」に、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」を「補助金等適正化法」に改める。

第三号の二書式から第三号の四書式までの規定中「記載」を「記入」に改める。

第三号の五書式中「付記」を「記入」に、「証拠書類　何冊何枚」を「書面　何冊何枚　記録媒体　何枚」に、「記載」を「記入」に、「ごとに合計を付し、最終葉に」を「ごとの合計並びに」に改める。

第三号の六書式中「記載」を「記入」に改める。

第四号書式中「証拠書類　何冊何枚」を「書面　何冊何枚　記録媒体　何枚」に、「別葉と」を「この書式に準じて別に作成」に、「付記」を「記入」に改める。

第五号書式中「付記」を「記入」に、「証拠書類　何冊何枚」を「書面　何冊何枚　記録媒体　何枚」に、「記載」を「記入」に、「別葉と」を「この書式に準じて別に作成」に改める。

第五号の二書式中「付記」を「記入」に改める。

第六号書式中「証拠書類　何冊何枚」を「書面　何冊何枚　記録媒体　何枚」に、「付記」を「記入」に改め、「の表紙」を削り、「記載」を「記入」に改める。

第六号の二書式中「、第五十八条の三、第五十八条の四」を削り、「証拠書類　何冊何枚」を「書記書面　何冊何枚　記録媒体　何枚」に、「第58条の２及び第58条の３」を「第58条の２第１項第１号及び第２号」に、「記載」を「記入」に、「付記」を「記入」に、「第58条の４」を「第58条の２第１項第３号」に改める。

第七号書式中「証拠書類　何冊何枚」を「証拠書類　書面　何冊何枚　記録媒体　何枚」に改め、同書式参考２から参考５までの規定中「記載」を「記入」に改め、同書式参考６を削り、同書式参考７中「の表紙」を削り、「記載」を「記入」に改め、同書式参考７を参考６とする。

第八号書式及び第九号書式中「証拠書類　何冊何枚」を「証拠書類　書面　何冊何枚　記録媒体　何枚」に、「記載」を「記入」に、「付記」を「記入」に改める。

第十号書式中「「備考」欄」を「備考欄」に、「付記」を「記入」に改める。

附　則

1　この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

2　電子情報処理組織を使用して処理する場合等における計算証明の特例に関する規則（平成十五年会計検査院規則第四号）は、廃止する。

3　この規則による改正後の第一号書式、第一号の二書式、第二号の二書式から第三号書式まで、第三号の五書式、第四号書式、第五号書式及び第六号書式から第九号書式までについては、当分の間、なお従前の例によることができる。

4　この規則による改正後の計算証明規則第一条の四第二項の基準及び第八十七条第一項の基準の制定は、施行日前においても行うことができる。

5　平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律の施行に伴う会計検査の実施に関し必要な事項を定める規則（平成二十三年会計検査院規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「次条第一項但書」を「次条第一項ただし書」に、「、第五十八条の四第四項」を「（同条第三項において準用する場合を含む。）」に改める。